

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役 藤原 茂樹
(TEL. 06-6643-1122)

当社及び当社子会社における不適正支出問題等に関する
税務調査についてのご報告

平成 21 年 2 月 12 日付にてご報告申し上げました通り、当社及び当社子会社は、大阪国税局及び東京国税局より税務調査を受けておりましたが、今月中に東京国税局より更正通知書を受領する予定となり、更正内容につき、その概要を確認することができましたので、下記の通り、ご報告申し上げます。また、大阪国税局の税務調査につきましても、更正通知書を受領する予定でありますので、合わせて、当該税務調査に係る現状を下記の通りご報告申し上げます。

なお、税務当局からは未だ更正通知書を受領していない状態ではありますが、株主の皆様並びに関係各位には、ご心配をおかけしていることと存じますので、この度、本件税務調査に係る現状をご報告することと致しました。従いまして、下記は現時点での見積金額としてのご報告となりますことにつきましてご了承下さるようお願い申し上げます。

記

1. 税務調査の範囲

平成 19 年 7 月 31 日付文書 (以下、「第 1 回報告」) 及び平成 20 年 5 月 23 日付文書 (以下、「第 2 回報告」) にてご報告しておりました当社及び当社子会社の不適正支出問題等及びその他の事項

2. 調査対象期間

平成 14 年 3 月期から平成 20 年 3 月期の 7 年間

3. 上記不適正支出問題に関する税務調査に係る当社の対応について

上記不適正支出問題に関して、当社は、事実関係を明らかにすべく、当社の調査報告書の開示や関係者への聞取調査の手配等、積極的に協力いたしました。

しかしながら、本件税務調査によっても、過去に公表致しました第1回報告及び第2回報告の結論を覆すような新事実は発見されておりません。本件税務調査による指摘事項は、当社が開示した調査報告書の内容及び各関係者への聞取調査等に基づき、税務当局がこれらに関する税務上の取り扱いに関する見解を示したものであることにつきましてご留意下さるようお願い申し上げます。

4. 東京国税局からの指摘事項について

(1) 平成16年以前における株式会社吉本音楽出版（当社100%子会社）からの不正支出疑惑について

本件は、第1回報告に記載致しました通り、当社の100%子会社である株式会社吉本音楽出版において、ある取引先に対し、不適切であると思われる支出があり、さらに、その取引先から当社元会長のファミリー企業と見られる会社に一定額の支払いが行われていたこと等に関するものであります。

税務上の取り扱いについては、株式会社吉本音楽出版からある取引先に対しての支出及び当該取引先から当社元会長のファミリー企業と見られる会社への支出につき、役務提供等が実在するか否かが問題となりましたが、これにつき、当社の調査では、両社間における役務提供はないとは言えず、税務上の損金性を否認されるものではないと考えていたため、これまで特段の税務調整を行っておりませんでした。

しかしながら、税務当局からは、これらの支出の一部には対価性がないものと認定するという見解が示されました。

当該見解に基づき損金算入を否認された金額は、約30百万円であり、当該事項は重加算税の対象とされております。

本件に係る追徴課税額は以下の通り試算されます。

本税（法人税、住民税及び事業税）：約14百万円

重加算税及び過少申告加算税（法人税及び事業税）：約6百万円

(2) その他の指摘事項について

その他の指摘事項につきましては、計算又は税務処理に係る誤りないしは見解の相違によるものであり、重加算税の対象となるものではありませんでした。その他の

事項に関する追徴課税額は以下の通り試算されます。

本税（法人税、住民税及び事業税）：約 6 百万円

過少申告加算税（法人税及び事業税）：約 0.5 百万円

5. 大阪国税局からの指摘事項について

大阪国税局の税務調査につきましては、現在引き続き調査中ではありますが、第 1 回報告に記載致しました、平成 15 年以前における吉本新喜劇等での不正支出疑惑に係る指摘、その他の計算又は税務処理に係る誤りないしは見解の相違による指摘を受けるものと思われます。

6. 本件税務調査に係る今後の対応について

上記の通り、当社は現在、更正通知書を受領しておりません。更正通知書の受領後、専門家等と内容を慎重に検討した上で、各関係者への法的手続を含め、上記指摘に係る今後の対応を決定致します。

なお、本件大阪国税局及び東京国税局の税務調査に係る追徴税額につきましては、平成 21 年 3 月期の決算上で既に織り込みました見積額の範囲内であるものと考えられます。従いまして、当社といたしましては、現時点において、平成 22 年 3 月期以降に本件税務調査に関連し追加で計上される税額はないものと考えております。

以 上